(趣旨)

第1条 この規程は、東京大学総合技術本部内規第3条第3項に基づき、企画調整室について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 企画調整室は、部局技術組織及び部局技術組織間との企画調整機能を果たし、もって総合技術本部業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(業務)

- 第3条 企画調整室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 総合技術本部の運営の企画調整に関すること。
  - (2) 部局技術組織の整備支援に関すること。
  - (3) 部局技術組織との連絡調整及び部局技術組織間の連絡調整に関すること。
  - (4) 部局技術組織及び教室系技術職員(以下「技術職員」という。) からの相談対応に関すること。
  - (5) 部局技術組織及び技術職員への情報提供に関すること。

(組織)

- 第4条 企画調整室は、室長、室員及び幹事をもって組織する。
- 2 室長は、副本部長をもって充て、室業務を統括する。
- 3 室員は、本部員をもって充て、室長の指示のもと室業務を行う。
- 4 幹事は、室員である技術職員の互選により、本部長が指名し、室長の職務遂行を助ける。

(連絡)

- 第5条 室長は、総合技術本部の運営において特に重要と判断する事項について連絡・調整する ため、技術職員連絡会議(以下「連絡会議」という。)を必要に応じ召集する。
- 2 連絡会議は次に掲げる者をもって構成し、連絡会議の議長は室長をもって充てる。
  - (1) 企画調整室員
  - (2) 技術職員が所属する各部局の技術職員から各1名
  - (3) その他室長が必要と認める教職員
- 3 室長は、必要があると認めるときは、前項に定める者以外の者の出席を求め、説明又は意見 を聴くことができる。
- 4 その他連絡会議について必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 企画調整室の事務は、本部人材育成課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、企画調整室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。